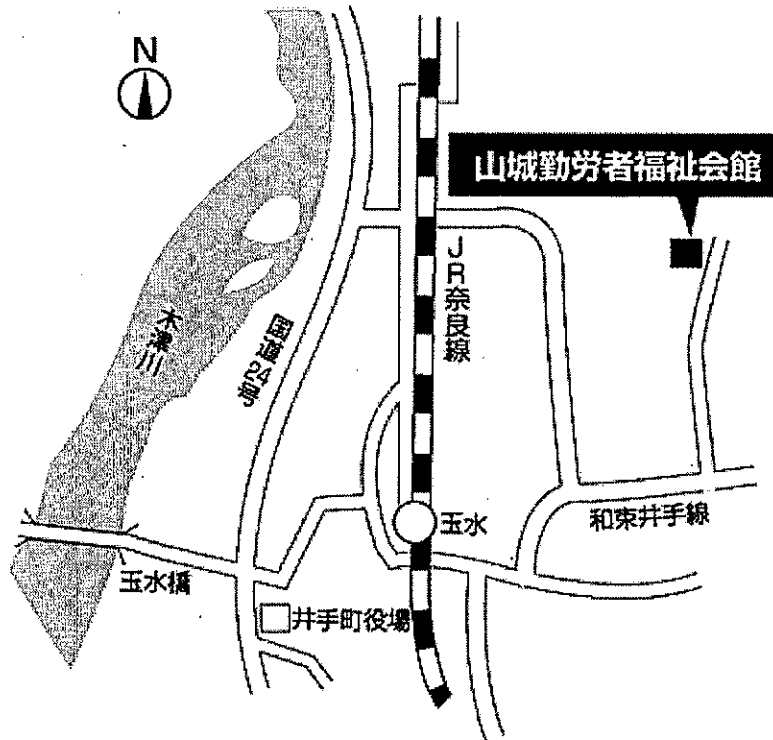


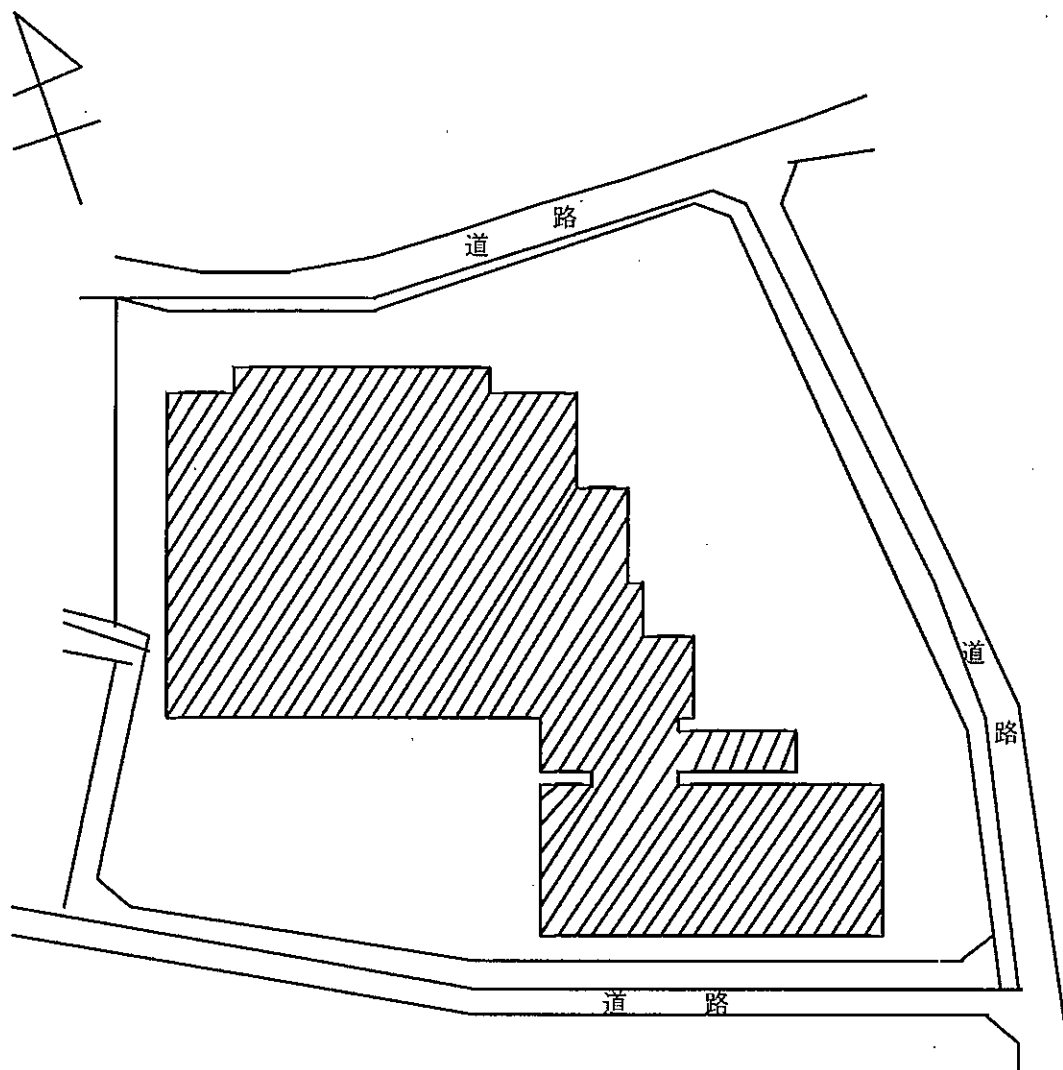
《別紙 案内図》



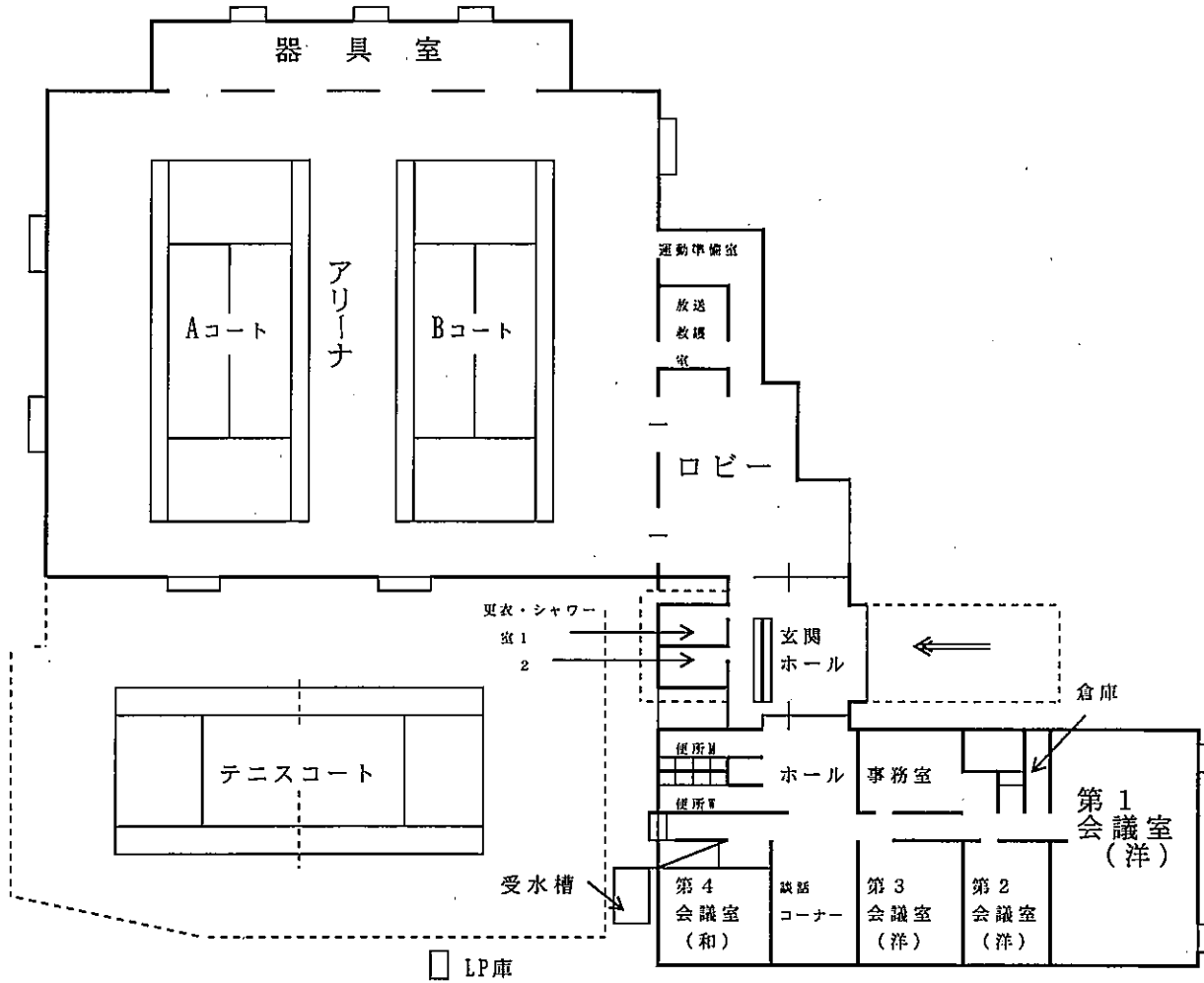
JR「玉水駅」徒歩15分

近鉄「新田辺駅」から奈良交通バス「JR玉水駅」下車徒歩15分

山城勤労者福祉会館の敷地図



山城勤労者福祉会館の平面図



## 勤労者福祉会館施設概要

## ◆山城勤労者福祉会館

所在地	京都府綴喜郡井手町大字井手小字大塚99番地の35			
開設年月日	昭和60年4月11日			
敷地面積	6,269.53㎡			
建物概要	会議棟	体育館棟	自転車置場	プロパン庫
建築面積	640.92㎡	1,614.23㎡	14.40㎡	2.58㎡
延床面積	640.92㎡	1,614.23㎡	14.40㎡	2.58㎡
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平屋 建	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平屋 建	鉄骨造平屋建	コンクリートブロッ ク造平屋建
施設の内容	<p>体育館 (バスケットボール、バレーボール、テニス各2面、バドミントン8面、卓球8台)</p> <p>会議室(洋室3、和室1)</p> <p>テニスコート兼フットサルコート(1面)</p> <p>駐車場(35台駐車可能。うち、身体障害者用1台)</p> <p>自転車置場</p> <p>プロパン庫</p>			

◆無償貸付物品一覧  
山城勤労者福社会館

物 品 名	数量
荷車	1
長椅子	7
高所作業台	1
サイドボード	1
冷水器	1
ワイヤレスマイクシステム一式	1
卓球台	2
トランポリン	1
支柱	2
得点板	3
30秒タイマー	2
デジタイマー	1
移動舞台	10
洋画	1
シート	1

## 管理工作物一覽

## ◆山城勤労者福社会館

種 目	構造・規格等	数 量	備 考
門	門柱 RC造、門扉 S造	2個	正門1通用門1
圍障	メッシュフェンス・H=1.5m	236.97m	
	ネットフェンス・H=4.0m	80.13m	テニスコート兼フットサルコート外周、門扉付
築庭	花壇・サツキほか	4個	
電柱	電柱	1本	
照明装置	外灯・ポール型	5個	
	庭園灯	2本	
消火装置	屋外消火栓	1個	ホース格納箱付
浄化装置	浄化槽設備・150人槽	1個	
水道施設	水栓3	1個	
貯槽	防火水槽・地下埋設型RC造	1個	40m <sup>3</sup>
	受水槽	1個	
競技施設	テニスコート兼フットサルコート・全天候型	1個	1面
諸標	旗ポール・H=12.0m	1個	3本
掲示板	屋外広報板・SUS製・照明付	1個	
	案内板H=2.5m	1個	
	掲示板	1個	
雑工作物	郵便箱	1個	

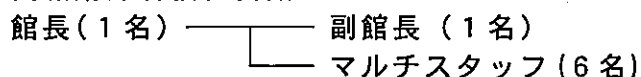
## 勤労者福祉会館行政財産目的外使用許可一覧

使用許可物件	区分	数量	使用目的	使用許可期間
山城勤労者福祉会館 (ロビーの一部)	建物	1.44 m <sup>2</sup>	清涼飲料水自動販売機等の設置	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
山城勤労者福祉会館 (ロビーの一部)	建物	1.44 m <sup>2</sup>	清涼飲料水自動販売機等の設置	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
山城勤労者福祉会館 (屋外)	土地	1.62 m <sup>2</sup>	清涼飲料水自動販売機等の設置	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
山城勤労者福祉会館	土地	電柱 3 本 支線 3 本	電柱敷(共架あり)	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日

## ◎勤労者福祉会館組織図・施設利用許可事務の流れ

## 1 現行組織図（平成29年度）

## ◆山城勤労者福祉会館



## (勤務時間)

・ 8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0 (開館時間 9 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0)

## ・ 基本勤務態勢

- ① 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
- ② 1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
- ③ 8 : 3 0 ~ 1 3 : 0 0
- ④ 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
- ⑤ 1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0

## (主な担当事務)

- ・ 勤労者福祉会館の管理運営に関する事。 (申込み・受付・使用承認・案内等)
- ・ 利用料金の現金出納及び保管に関する事。
- ・ 利用統計及び報告に関する事。
- ・ 勤労者スポーツ事業、自主事業に関する事。
- ・ 財産及び物品の管理に関する事。
- ・ 庶務に関する事。

※このほか、現行指定管理者において、勤労者福祉会館に係る支出及び決算、施設管理業務委託、修繕・維持管理に関する事等を担当

## 2 施設利用許可事務の流れ（現行）

## (1) 使用の承認の申請期間

## ◆山城勤労者福祉会館

区 分		申 請 期 間
体 育 館	全面使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の6箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の5箇月前の日の属する月の1日から当日まで
	部分使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の3箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで
会議室		使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで
テニスコート（フットサルコート）		使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで



## (2) 事務の流れ

### ア 使用承認

- ①受付日及び受付時間は、上記申請期間のうち、休館日を除き、午前9時から午後9時30分まで(基本)
  - ②来館及び電話で「予約扱い」が可能
  - ③利用の当日までに、勤労者福祉会館に申請
- ※このほか、体育館の使用承認に関し、上記申請期間にかかわらず、年間及び月間調整を行うケース有り

### イ 利用料金

- ①使用の承認を受けると同時に、利用料金を納付
- ②国、地方公共団体については、「請求書払」に対応
- ③既納の利用料金は、還付しない。  
(還付ができる場合)
  - ・管理上の都合により使用の承認を取り消したとき
  - ・災害その他不可抗力の理由により使用できなくなったとき など

## 勤労者福祉会館利用状況

## ◇山城勤労者福祉会館

名 称	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	開館日数(日)	358	363	362
第1会議室	件数(件)	184	169	189
面積 146 m <sup>2</sup>	人数(人)	16,514	14,374	10,493
定員 120 人	利用率	17.3%	15.7%	17.9%
第2会議室	件数(件)	109	178	188
面積 45 m <sup>2</sup>	人数(人)	13,709	11,564	10,508
定員 30 人	利用率	10.3%	16.6%	17.8%
第3会議室	件数(件)	134	233	197
面積 52 m <sup>2</sup>	人数(人)	16,172	16,182	13,146
定員 36 人	利用率	12.6%	21.7%	18.6%
第4会議室	件数(件)	168	106	168
面積 18 畳	人数(人)	8,578	6,603	5,258
定員 30 人	利用率	15.8%	9.9%	15.9%
会議室計	件数(件)	595	686	742
	人数(人)	54,973	48,723	39,405
	利用率	13.9%	15.7%	17.1%
体育館	件数(件)	1,525	1,636	1,766
面積 1,286 m <sup>2</sup>	人数(人)	68,575	65,100	57,855
	利用率	71.0%	75.1%	81.3%
テニスコート(フットサルコート)	件数(件)	330	399	499
面積 1 面	人数(人)	9,854	8,933	12,257
	利用率	46.1%	55.0%	68.9%

※会議室利用率＝利用件数÷開館日数÷3(利用区分:午前、午後、夜)×100

※体育館利用率＝利用件数÷開館日数÷3(同上)÷2スパン×100

※テニスコート利用率＝利用件数÷2(同上)×100

## 改修・修繕実績

施設名：山城勤労者福祉会館（S60.4開設）

内 容	金額（千円）
（26年度）	
外灯修繕交換	70
体育館ロビーほか壁紙はがれ補修	194
網戸修繕	78
体育館暗幕フック取替	41
談話室床総張替工事	180
エントランスカーペット修理	86
テニスコートフェンス修理	95
トイレ排水口詰まり緊急対応	43
体育館放送設備故障緊急対応	88
網戸張替（会議室・ロビー他）	54
会議室カーテンレール修理	106
体育館時計修理	38
フットサルゴールネット更新	64
自動ドア修理	194
トイレ排水口修繕工事	192
タイル目地割れ修理	160
床面損傷箇所修繕	192
照明器具点検修理	181
ネット修理	184
和室クロス張替	125
体育館時計更新	348
26年度 小 計	2,714
（27年度）	
外灯回路漏電調査	35
浄化槽マンホール蓋交換	57
浄化槽逆洗エア管交換	52
エアコン室外機設置不良調査、アース設置工事	33

内 容	金額 (千円)
浄化槽外扉開錠	9
セコムカード交換	3
浄化槽入口扉鍵交換	35
消防設備指摘事項修繕	40
消防設備指摘事項修繕	35
体育館入口銘板修繕	5
揚水ポンプ取り換え(2機)	248
誘導灯取り換え	243
受水槽ポールタップ取り換え修繕	10
浄化槽ポンプフロートスイッチ取替	45
受水槽給水設備工事	270
消防設備不備箇所改修業務	148
モルテンショットクロック2セット	170
テニスコートネット修理	244
体育館引き戸工事	71
浄化槽鉄蓋取替	96
非常放送設備配線不備調査作業	124
ボイラー取替工事	859
27年度 小 計	2,832
(28年度)	
体育館内 器具庫 照明スイッチ取替工事	6
消火器格納箱取替工事	5
換気扇用 回路調査費	16
受水槽・揚水ポンプ異常警報の調査/応急処置	6
体育館水銀灯取替(10ヶ所)	408
浄化槽放流ポンプ及び排水管取替工事	206
シャワー室水栓金具取替工事	510
浄化槽マンホール蓋改良修繕	23
男性小便器フラッシュバルブ修理	14
非常放送設備不備箇所改修(機器撤去・誤配線復旧作業)	224
非常放送設備不備箇所改修(屋外スピーカ交換)	333
消防設備火災感知器交換業務	7

内 容	金額 (千円)
暗幕取替工事 (在来工法 / 東南よりNO.1, NO.2)	1,031
28年度 小 計	2,789

## 平成28年度 勤労者福祉事業・勤労者スポーツ事業・自主事業実績

◆京都府立山城勤労者福祉会館

指定管理者:日本環境マネジメント㈱

H28年度開催実績

内 容		実 施 時 期		実施回数	参加料	参加者数
勤 労 者 福 祉 事 業	初歩からの書道教室	1月～3月	水曜 10:00～11:30	計:6回	月謝制700円/回 1回制800円/回	8人
	スポーツ恋活inやましろ	10/22	土曜 9:30～15:45	1回	2,500円/人	29人
	私の風景画を楽しむ教室	10月～3月	水曜 13:30～16:00	計:15回	月謝制700円/回 1回制800円/回	23人
	絵の苦手な人の絵画教室	7月～9月	土曜 18:30～20:30	計:8回	月謝制700円/回 1回制800円/回	0人
	福祉事業 無料体験講座(各教室・各期の初回日)	4月～3月	各教室の開講日	無料体験実績:3回	無料	7人
	勤労者スポーツ事業・自主事業 無料体験講座(各教室・各期の初回日)	4月～3月	各教室の開講日	無料体験実績:20回	無料	61人
勤 労 者 ス ポ ー ツ 事 業	初心者リフレッシュヨガ教室	4月～3月	月曜 19:30～20:45	計:39回	月謝制700円/回 1回制800円/回	374人
	らくらく健康ヨガ教室	4月～3月	金曜 13:45～15:00	計:35回	月謝制700円/回 1回制800円/回	187人
	はじめてさんのフラダンス教室	4月～3月	月曜 19:30～20:30	計:36回	月謝制700円/回 1回制800円/回	280人
	親子フラ&ハワイアンリトミック教室	4月～3月	木曜 10:15～11:15	計:22回	月謝制700円/回 1回制800円/回	94人(47組)
	楽しくあそぼABC! えいごリトミック教室	4月～3月	木曜 11:00～11:40	計:22回	月謝制700円/回 1回制800円/回	146人(73組)
	初歩からのアーチェリー教室	7月～9月	土曜 18:30～20:30	計:8回	月謝制700円/回 1回制800円/回	33人
	バドミントン男女別交流大会	12/24	土曜 9:00～17:00	1回	3,000円/組	20人(10組)
	バスケットボール交流大会	1/15	日曜 9:00～17:00	1回	男子:4,000円/チーム 女子:2,000円/チーム	59人(6チーム)
	硬式テニス男女別交流大会	2/11	土曜 9:00～17:00	1回	3,000円/組	30人(15組)
	ソフトバレーボール男女混合交流大会	3/20	月曜 9:00～17:00	1回	2,000円/チーム	86人(17チーム)
自 主 事 業	おとなの自然クラフト教室	10月～12月	金曜 13:30～16:00	計:5回	月謝制700円/回 1回制800円/回	5人
	文化講座 南山城の歴史ロマンとともに"山背古道"を歩く	2/25	土曜 13:30～15:45	1回	300円/人	69人
	やまきんスポーツフェスタ	3/18	土曜 10:30～14:30	1回	無料	40人
	物販:「ラインテープ」販売	—	—	—	バレーボール用:¥920/巻 バドミントン用:¥1,030円/箱	
	物販:「補給食」販売	—	—	—	カップヌードル:¥180 どん兵衛:¥180 じゃがりこ:¥130	

※教室の開催曜日は講師の都合により、一部変更されている場合があります。

## ◆勤労者福祉事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
年度当初	○開催日の最終決定 ○会場の確保 ○共催団体に協力依頼
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ○共催団体と打合せ
開催の1箇月前	○参加受付準備と受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
開催日当日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成

## ◆勤労者スポーツ事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
1～2月 (年間調整等)	○開催日の最終決定 ○会場の確保
2～3月	○行事予定(チラシ)の作成 ○講師選定及び依頼(年間まとめて依頼状を送付)
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ・府民だより;発行月の2箇月前に依頼 ・市町広報紙;発行月の約1箇月前に依頼
開催の1箇月前	○参加受付準備(受付期間:開催日の3週間前から2週間前) 大会の受付期間:5週間前から4週間前まで ○参加受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
参加申込み締め切り後 (大会:開催日の4週間前) (教室:開催日の2週間前)	●大会 ○参加者の調整と可否を通知 ○対戦表、プログラムの作成 ●教室 ○参加者の調整と可否を通知
開催の1週間前	○参加者名簿と名札の作成 ○領収書の作成 ○会場の使用申請、及び準備と点検
開催日初日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入 ●教室 ○開講式:館長あいさつ、講師の紹介、事務連絡 ●大会 ○会場準備、開会式 ○賞状作成
2日目以降	○名簿と名札を体育館入口付近のテーブルに並べる ○ラインテープ等の準備
～最終日	○修了証書準備 ○講師謝金準備
最終日	○閉講式:館長あいさつ、修了証書の授与 ○講師謝金の支払
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成

施設管理業務一覧(現行)

◆山城勤労者福祉会館

	委託業務名	業務の内容・回数	29年度委託額(円)
1	清掃	館内の清掃業務(日常清掃・定期清掃) ※下記参照	194,400
2	自家用電気工作物保安管理	電気事業法に基づく精密検査業務 月1回	138,600
3	消防関係設備点検	消防用設備等点検業務 年2回	108,000
4	空調設備点検	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による空気環境調整業務(冷暖房切替整備業務を含む) 年4回	129,600
5	浄化槽維持管理	汚水処理施設の維持管理業務 月2回	308,880
6	機械警備	防犯・火災異常・設備異常・非常通報提供業務 毎日	285,120

※清掃業務作業基準

区分	作業内容	対象場所	清掃回数	備考	
日常清掃	掃き掃除	第1～第4会議室	毎日	利用状況により適宜実施	
		事務室	毎日		
		玄関ホール	毎日	靴箱拭き等適宜実施	
		更衣室・シャワー室	毎日		
		廊下	毎日		
		その他(会議棟ホール、洗面コーナー、給湯室、宿直室)	毎日		
		体育館	アリーナ	月1回	モップ掛け、周囲の除塵
			運動準備室	毎日	
			放送・救護室	毎日	
			器具庫	週1回	適宜実施
	アリーナロビー		毎日		
			廊下	毎日	
			テニスコート(フットサルコート)	月1回	
			駐車場ほか	月1回	
水拭き		トイレ(男女・身障者用)	毎日		
		更衣室・シャワー室	毎日		
		会議室等机	毎日	利用状況により適宜実施	
吸塵		座談コーナー	週1回		
ごみ収集		各所	週3回	集積場へ搬送	
定期清掃	除塵清掃、手すり拭き、ガラス拭き	アリーナギャラリー	2箇月に1回	ガラス拭きは内面の手の届く範囲	
	樹脂ワックス掛け	第2・第3会議室、アリーナロビー、廊下、運動準備室、放送・救護室、更衣室、給湯室	2箇月に1回		
	ガラス拭き	窓ガラス	年2回	会議棟、玄関、アリーナロビー	

主な仕様

- \* 清掃作業監督者又はそれに準じる者を少なくとも月1回派遣し、企画、指導及び監督させること。
- \* 日常清掃は、毎日(休館日を除く)午前8時30分から午後12時30分までとする。
- \* 定期清掃は、事前に館長と協議の上、日時を定める。
- \* 清掃器具、洗剤、トイレトペーパー、ごみ袋、石けん等の使用材料は受託業者負担とする。



## 京都府立山城勤労者福祉会館の利用料金(現行)

## 1 利用料金

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体育館	全面使用	平日	円 4,200	円 5,200	円 6,200
		土曜日、日曜日及び休日	5,000	6,300	7,300
	部分使用	2,000	2,400	2,900	
	個人使用	250	250	250	
	第1会議室	3,800	4,500	5,200	
	第2会議室	1,200	1,400	1,600	
	第3会議室	1,400	1,600	1,900	
	第4会議室	1,600	2,000	2,300	
テニス コート	平日	1時間当たり600円(延長する場合も同額とする。)		—	
	土曜日、日曜日及び休日			—	

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金

各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

(夜間午後9時30分～午後10時の施設利用に係る延長料金の低額設定を実施)

## 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金

利用料金の額(上記1)に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

## 京都府立山城勤労者福祉会館の附属設備の利用料金(現行)

## 1 附属設備の利用料金

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金	摘要
		円	
バスケットボール競技用具	1式	1,200	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
体育館用審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1式	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1式	1,200	マイクロホン1個付
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
体育館用ステージ	1台	470	
コインロッカー	1区画	1回 50	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金

※1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)

附属設備名	単位	2部にわたる場合	3部にわたる場合
		(午前・午後又は午後・夜)	(午前・午後・夜)
		円	円
バスケットボール競技用具	1式	2,400	3,600
バレーボール用支柱	1組	460	690
テニス用支柱	1組	460	690
バドミントン用支柱	1組	340	510
卓球台	1台	240	360
テニスラケット	1本	240	360
バドミントンラケット	1本	120	180
卓球ラケット	1本	80	120
ボール類	1個	120	180
体育館用審判台	1台	120	180
得点板	1台	120	180
ストップウォッチ	1個	120	180
防球スクリーン	1台	80	120
マット	1枚	100	150
ネット計測器	1本	120	180
トランポリン	1台	940	1,410
スポーツテスト用測定機器	1式	460	690
その他体育用具	1個	120	180
体育館用放送装置	1式	2,400	3,600
体育館用マイクロホン	1個	700	1,050
体育館用移動式黒板	1台	120	180
体育館用1人用いす	1脚	60	90
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	120	180
体育館用長机	1脚	120	180
体育館用ステージ	1台	940	1,410

3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。

## 京都府立山城勤労者福祉会館の利用料金の上限の額

## 1 利用料金の上限の額

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
体育館	全面使用	円	円	円
		平日	4,200	5,200
	土曜日、日曜日及び休日	5,000	6,300	7,300
	部分使用	2,000	2,400	2,900
	個人使用	250	250	250
第1会議室		3,800	4,500	5,200
第2会議室		1,200	1,400	1,600
第3会議室		1,400	1,600	1,900
第4会議室		1,600	2,000	2,300
テニス コート	平日	3,500	4,700	—
	土曜日、日曜日及び休日	4,200	5,600	—

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

各部の利用料金(条例別表の各区分の利用料金をいう。以下、3及び4において同じ。)の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額

利用料金の上限の額(上記1)に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

## 利用料金の上限の額の考え方（例示）

## ◆基本的な考え方

- ・割引の場合 → 指定管理者が決める利用料金から割り引いたものを上限とする。
- ・割増の場合 → 利用料金の上限の額を基準にして割り増したものを上限とする。

## 1 利用料金の上限の額（例：体育館（平日、全面使用）の場合）（単位：円。以下同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ア 条例に定める利用料金の上限の額	4,200	5,200	6,200
⇓ 指定管理者が料金設定			
イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	4,100	5,100	6,100

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

※各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ウ 利用料金の上限の額	8,200	10,000	13,700
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$(4,100+5,100) \times 9/10$	$(5,100+6,100) \times 9/10$	$(4,100+5,100+6,100) \times 9/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,100	9,900	13,600

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）

※当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
オ 利用料金の上限の額	1,600	2,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 4/10$	$5,100 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
カ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,500	1,900

- 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額  
 ※その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
キ 利用料金の上限の額	2,000	2,500	3,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 5/10$	$5,100 \times 5/10$	$6,100 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,900	2,400	2,900

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ケ 利用料金の上限の額	4,000	4,900	6,800
※上記「エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,100 \times 5/10$	$9,900 \times 5/10$	$13,600 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
コ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,900	4,800	6,700

- (4-1) 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間あたり）（体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
サ 利用料金の上限の額	700	900
※上記「ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$1,900 \times 4/10$	$2,400 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
シ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	600	800

5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額  
 ※利用料金の上限の額に定める額に4を乗じて得た額（端数処理なし）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ス 利用料金の上限の額	16,800	20,800	24,800
※上記「ア 条例に定める利用料金の上限の額」を基準とする。	4,200×4	5,200×4	6,200×4
⇓ 指定管理者が料金設定			
セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,700	20,700	24,700

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ソ 利用料金の上限の額	32,800	40,000	54,800
※上記「ウ 利用料金の上限の額」を基準とする。	8,200×4	10,000×4	13,700×4
⇓ 指定管理者が料金設定			
タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	32,700	39,900	54,700

(5-1) 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間あたり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
チ 利用料金の上限の額	6,600	8,200
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	16,700×4/10	20,700×4/10
⇓ 指定管理者が料金設定		
ツ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	6,500	8,100

(5-2) 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
テ 利用料金の上限の額	8,300	10,300	12,300
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$16,700 \times 5/10$	$20,700 \times 5/10$	$24,700 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,200	10,200	12,200

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ナ 利用料金の上限の額	16,300	19,900	27,300
※上記「タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$32,700 \times 5/10$	$39,900 \times 5/10$	$54,700 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
ニ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,200	19,800	27,200

(5-3) 特別な設備の準備又は撤去のために使用し、使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3・4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
ヌ 利用料金の上限の額	3,200	4,000
※上記「ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,200 \times 4/10$	$10,200 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
ネ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,100	3,900



- 6 附属設備の利用料金の上限の額（2以上の部にわたって引き続き使用する場合）  
 ※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額  
 （コインロッカーを除く。）（端数処理なし）

バスケットボール競技用具（1式）	1使用時間区分（午前又は午後又は夜）
ノ 利用料金の上限の額	1, 200
⇓ 指定管理者が料金設定	
ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1, 100

バスケットボール競技用具（1式）	2部にわたる場合 （午前・午後又は 午後・夜）	3部にわたる場合 （午前・午後・夜）
ヒ 利用料金の上限の額	2, 200	3, 300
※上記「ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	1, 100×2	1, 100×3
⇓ 指定管理者が料金設定		
フ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	2, 100	3, 200

## 京都府立山城勤労者福祉会館の附属設備の利用料金の上限の額

## 1 附属設備の利用料金の上限の額

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金の上限の額 円	摘要
バスケットボール競技用具	1式	1,200	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
体育館用審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1式	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1式	1,200	マイクロホン1個付
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
体育館用ステージ	1台	470	
コインロッカー	1区画	1回 50	

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金の上限の額

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)(端数処理なし)

## 3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

## 施設使用料(利用料金)収入実績

◇山城勤労者福祉会館

(単位:円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計	6,045,690	6,904,410	7,823,680

※会議室などの施設利用に伴う収入実績です。(行政財産目的外使用許可使用料は含まれておりません。)

## 資料 18

## 管理運営費支出実績

## ◆山城勤労者福祉会館

(単位:千円)

	27年度 実績	28年度 実績	29年度 計画
報酬			
給料	9,664	8,739	9,947
職員手当等	650	832	778
健康保険料等	878	725	681
福利厚生費		22	
人件費計	11,192	10,318	11,406
賃金			
報償費			
旅費		27	
需用費	6,634	6,537	7,108
消耗品費	619	490	465
燃料費	22		100
食料費			
印刷製本費	50	76	
光熱水費	3,321	3,388	3,755
修繕費	2,622	2,583	2,788
役務費	668	327	519
通信運搬費	288	244	238
手数料	20	0	38
広告料	99		0
保険料	261	83	243
委託料	1,146	1,095	1,310
使用料及び賃借料	377	345	601
勤労者福祉事業費	212	317	1,346
利用促進懇談会費			
その他経費	825	832	891
特別清掃費			
消費税	735	752	
物件費計	10,597	10,232	11,775
計	21,789	20,550	23,181